

公益日ペ連発第 29-10 号

平成 29 年 7 月 7 日

各都道府県ペタンク連盟（協会）会長様

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

会長 碓井 進（押印省略）

ペタンク大会等における受動喫煙防止対策の実施について

平成 15 年 5 月に施行された健康増進法第 25 条には、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定められ、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止に必要な措置を講ずるよう努力義務を課していますが、政府は現在さらにこの対策を強化すべく検討中と報じられています。

屋外で行うペタンクの場合であっても、煙草の煙は吸わない人にとって迷惑この上ないものとなっています。このため、本連盟では、去る 5 月 20 日の理事会において、ペタンク大会等における受動喫煙防止対策として、今後、下記のような措置を講ずることが決定されました。つきましては、各都道府県ペタンク連盟（協会）および各ブロックにおかれましても、ペタンク大会はもとより練習会や講習会において同様の措置を講じてくださいますようお願いいたします。

記

- 1 会場内に「禁煙」または「喫煙場所」の掲示を行う。
- 2 開会式等での注意事項説明の際に受動喫煙防止に留意するよう訴えるほか、大会プログラム等でも同様の呼びかけを行う。

以上